

健康・医療戦略の実行状況と今後の取組方針2023（案）

2023年 月 日

健康・医療戦略推進本部決定

第2期の「健康・医療戦略」（2020年3月27日閣議決定）については、健康・医療戦略推進本部の下で、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行い、着実に施策を推進していく必要がある。このため、今般、「健康・医療戦略の実行状況と今後の取組方針2023」として、健康・医療戦略に掲げる施策にかかる実行状況をフォローアップするとともに、今後の主な取組方針を取りまとめるものである。なお、医療分野の研究開発に係る取組方針については、「医療分野の研究開発関連予算等の資源配分方針」に示す通りとする。

1. 健康長寿社会の形成に資する新産業創出及び国際展開の促進等

(1) 新産業創出

① 公的保険外のヘルスケア産業の促進等

○ 職域・地域・個人の健康投資の促進

(健康経営の推進)

- ・「健康経営銘柄2023」として、2023年3月に31業種49社を選定し、「健康経営優良法人認定制度」では、2023年3月に「健康経営優良法人2023」として大規模法人部門で2,676法人（日経平均株価を構成する企業（225社）の約7割を含む）、中小規模法人部門で14,012法人を認定した。健康・医療新産業協議会等の議論を踏まえ、引き続き2023年度以降も、各地域や業界、サプライチェーン等における健康経営の普及を促進し、中小企業等への裾野の拡大を図る。特に、人材や資金面でのリソースが限られる中小企業が健康経営に取り組むインセンティブを強化するため、2023年から「ものづくり補助金」をはじめとする中小企業向けの各種補助金の審査における政策加点や、日本政策金融公庫の企業活力強化貸付における金利優遇などの支援策を強化していく。【厚、◎経】
- ・健康経営に取り組む企業が資本市場や労働市場等において評価される仕組みを構築するため、2022年度健康経営度調査に回答した2,238法人分の評価結果（フィードバックシート）を、2023年3月に経済産業省ウェブサイトで一括開

示した。また 2023 年度より、従来の記載情報に加え、経営会議での議題化の内容・回数や各種施策への従業員参加率等の情報も参照可能となっている。これらの健康経営の実践状況に係るデータを用いて、2023 年度以降もワークエンゲージメント等の業務パフォーマンスに与える効果の分析を行い、資本市場を含め、その結果について広く公表する。【厚、◎経】

- ・これまで、健保組合及び共済組合の「2022 年度健康スコアリングレポート」において、保険者単位及び事業主単位でレポートを作成すること等を通じて、保険者と事業主とのコラボヘルスを更に促進できる環境の整備を進めている。2023 年度以降は、有識者の会議において事業主単位レポートの課題及び改善点を振り返り、検討を踏まえた必要な対応を実施する。また、2023 年度を目途に健康スコアリングレポートの新たな表示項目としてデータヘルス計画の共通評価指標を追加する。【総、◎厚、経】

(保険者における予防・健康づくり等のインセンティブ)

- ・後期高齢者支援金の加減算制度において、加減算の幅を 2018 年度から 2020 年度に最大±10%まで段階的に引き上げ、2021 年度からの中間見直しの実施に向けて、各評価指標において、成果指標の拡大や重点的に評価する項目の配点割合を高めた。また、国民健康保険の保険者努力支援制度については、メリハリの強化を図ったインセンティブ措置を 2022 年度についても着実に実施した。2023 年度以降も、中間見直し後の評価指標等に基づき、インセンティブ措置の強化を図るとともに、2022 年度後半から進めている 2024 年度以降の後期高齢者支援金の加減算制度についての検討を引き続き行う。【◎厚】

(地域・職域連携の推進)

- ・地域・職域連携推進事業実施要綱に基づき、都道府県、保健所設置市・特別区、二次医療圏において地域・職域連携推進協議会設置の推進を図り、協議会の実施する事業に対して補助金を交付するとともに、「地域特性に応じた地域・職域連携推進事業の効果的な展開のための研究」において 2021 年度に作成した手引きを周知し、全国会議において活用方法について説明を行った。2023 年度以降も、地域・職域連携推進事業実施要綱に基づき補助金を交付するとともに、全国会議等により、地域の課題解決及び健康寿命の延伸のための地域・職域連携の更なる活用推進を図る。【総、◎厚】

(個人の健康づくりへの取組促進)

- ・ 2016 年度に作成した「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」により、取組事例等を周知してきたほか、2018 年度から後期高齢者支援金の減算制度において、保険者による個人インセンティブ事業を指標とし取組を支援したことにより、インセンティブ事業に取り組む保険者数が増加した。2021 年度より、予防・健康づくりについて、個人を対象としたインセンティブを推進する被用者保険者等の数に関する指標の目標達成のために、後期高齢者支援金の加減算制度の総合評価指標の要件に、個人インセンティブ事業の実施だけでなく、効果検証まで行うことを追加しており、引き続き 2023 年度以降も、保険者の取組を支援していく。【総、◎厚】

(地域に根差したヘルスケア産業の活性化)

- ・ 地域の企業、自治体、医療・介護関係者等の関係者が連携し、健康投資の活性化を目指すプラットフォームとして、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設置を促進したことにより、地域版次世代ヘルスケア産業協議会は、2022 年 9 月末時点で全国 5 ブロック、17 府県、17 市区町の計 39 か所設置されており、2023 年度以降も設置を促進することで、地域におけるヘルスケアサービスの振興を目指す。引き続き 2023 年度以降も各地域版次世代ヘルスケア産業協議会や関係省庁との情報共有・連携等を目的としたアライアンス会合を開催することにより、ヘルスケアサービスの他地域への横展開を図る。【総、◎経】

○ 適正なサービス提供のための環境整備

(ヘルスケアサービスの品質評価の取組)

- ・ 2019 年 4 月に策定した「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ、2022 年度には国際メディカル・コーディネート事業ガイドラインなど新たに 4 領域において業界自主ガイドラインを策定した。引き続き 2023 年度以降も、各団体による既存ガイドラインの見直しや、新たな領域でのガイドライン等策定の支援を行うことで、一定の品質が確保されたヘルスケアサービスの普及を促進する。また、ヘルスケアサービスの社会実装の促進に向け、2022 年度から、アプリケーションやウェアラブル端末を活用した行動変容等の介入手法について、認知症、心の健康保持増進や生活習慣病などの疾患領域の学会等によるエビデンスの構築や評価に関する考え方を整理した指針の策定支援を開始した。

2023年度は引き続き指針の策定支援を行うとともに、指針の普及に向けて必要な対応等について検討を行う。【厚、◎経】

(イノベーションの社会実装)

- ・2020年度から保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進するため、予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを蓄積するための実証事業を実施するとともに、予防・健康づくり領域におけるエビデンスが示され、実現可能性の高い効果的な介入手法について、ポジティブリストとして整理すべく検討を行っており、2022年度は、厚生労働省・経済産業省で大規模実証事業を実施し、海外の先進事例を元にポジティブリストの素案を作成した。2023年度以降は、同リストを踏まえて整理された事項や、大規模実証事業を通じて新たに確認された事項について、順次、予防・健康づくり政策に反映していく。【総、厚、◎経】
- ・2022年度までに厚生労働科学研究において、健診項目等と生活習慣病との関連について科学的な知見やデータを収集した。引き続き2023年度以降も、科学的知見の収集・分析を継続して実施する。【総、◎厚】
- ・2022年度に「医工連携・人工知能実装研究事業」において、AI技術を活用して、精神疾患及び神経・筋疾患の早期診断に資するエビデンスを創出し、早期介入・予後の改善を目指す研究を実施するとともに、様々な疾患における、オンラインやAIを用いたD to Dの遠隔診療体制構築のための、医工連携によるAI技術開発および実装に向けた基盤整備を実施したところであり、2023年度も引き続き実施する。また、2022年度に介護ロボット開発等加速化事業における介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発・普及を行った。さらに、2022年度から高度遠隔医療ネットワーク実用化研究事業において、8K内視鏡システムの開発・実証とともに、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件等の整理を行っている。2023年度以降も、AI技術を活用して早期診断に資するエビデンスを創出するとともに、引き続き、介護ロボットの開発等を推進し、早期介入・予後の改善を目指す研究を実施し、遠隔手術の実用化に向けた課題を整理する。【総、文、◎厚、経】
- ・医療機器のサイバーセキュリティに関する基本要件基準を改正し、2023年4月1日に施行した（1年の経過措置有り）。また、2022年度には医療機器プログラム等の新たな技術を活用した医療機器の開発に関する相談窓口の一元化や、プロ

グラム医療機器の特性を踏まえた審査制度の検討、次世代医療機器評価指標の策定等を行った。今後は、2023年度中を目処に、医療機器製造販売業者の体制整備を図る。【◎厚】

- ・ 2022年度まで、ウェアラブルデバイス等のIoT機器やモバイルアプリケーションの活用によって収集された個人の日常生活における健康データを取得・解析し、医師の診療への活用や予防・健康づくり等に向けた安全性・有効性に関する科学的エビデンスの構築を行う実証事業を実施した。2021年度に、行動変容により重症化予防が期待できる分野等において、医療従事者によって適切に健康データが活用される手法の開発や将来の社会実装を想定したエビデンス構築につながる事業を6件採択しており、2023年度まで社会実装に向けて支援していく。また、2023年度には、新たに日常の健康データや健診等情報を活用して予防・健康づくりに寄与するアプリケーション・サービス等の開発及びエビデンス構築を行う事業を採択して事業化（マネタイズ）に向けた実証を開始する。【◎経】
- ・ 2021年度に、個人による安全・安心な民間PHR（Personal Health Record）サービスの利活用の促進に向けて、健診等情報を扱う民間PHR事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係るルール（情報セキュリティ対策、個人情報の適切な取扱い、情報の保存・管理及び相互運用性の確保等）について整理した「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を策定し、2022年度においても当該基本的指針の周知を行った。また2023年度は、今後の更なるPHRサービスの発展に向けて、データの標準化やポータビリティ・セキュリティの確保に向けたガイドラインの策定等を行い、幅広い業種の事業者を構成員とするPHRサービス事業協会の早期設立を支援するとともに、PHRを活用した新しいユースケースを創出するために実証事業を行う。また、2023年度以降に、日々の活動から得られる、ライフログデータ等のPHRデータを医療現場での診療に活用すべく、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築する。【総、◎経】

（公的保険サービスと公的保険外サービスの連携）

- ・ 2022年6月に開催された健康・医療新産業協議会において、公的保険サービスと公的保険外サービスの連携について議論した。2023年度以降も、新たな技術やサービスによる予防等への取組が、医療や介護の専門家による評価を経て適切

に発展するよう、公的保険サービス並びに公的保険外サービスの担い手及び提供者が連携するための環境整備を進める。【厚、◎経】

○ 個別の領域の取組

(健康な食、地域資源の活用)

- ・ 2022 年度まで、健康の維持・増進や健康リスクの低減に係る食品の機能性等を表示できる制度を適切に運用し、機能性表示食品において免疫機能等に関する保健用途の新たな表示が実現し、また、消費者の理解増進に向け、ホームページ等を通じて情報発信に努めた。2022 年度においても、農林水産物・食品の健康維持・増進効果に関する科学的知見の獲得に向けてヒト介入試験等を実施し、機能性表示食品の届出に必要な科学的知見の蓄積を進めた。引き続き 2023 年度以降も、制度の適切な運用、情報発信を行うとともに、ヒト介入試験等によるエビデンスの取得を進める。【◎消、厚、農、経】
- ・ 2018 年度より「健康に良い食」を科学的に解明するため、「食・マイクロバイオーーム・健康情報統合データベース」を構築し、取得したビッグデータを基に、2022 年度においても健康改善食・健康管理サービスの展開に向けた取組を進めた。2023 年度以降は、既存のデータベースとの連携を図りつつ、大豆食品等の特性に関する調査研究を行い、最適な食事が提供できる知識体系の構築や国内関連産業の活性化を推進する。【◎農】
- ・ 2022 年度に、薬用作物について、産地と実需者（漢方薬メーカー等）とが連携した栽培技術の確立を支援するとともに、新規参入者等への事前相談窓口の設置や国産ニーズの高い薬用作物の実証を行う技術拠点農場の設置等の支援を行った。引き続き 2023 年度以降も、実需者主導の産地づくりや省力化技術の普及・定着を図るための取組の推進を図る。介護食品については、2022 年度までに開発支援や教育ツールを用いた普及により、介護食品（スマイルケア食）のマークの利用許諾を受けた商品は約 250 品目となった。引き続き 2023 年度以降も、地場産農林水産物等を活用した介護食品の開発に必要な試作等の取組を支援し、教育ツールを用いて介護食品の普及を図る。【◎農】
- ・ 2022 年度に、厚生労働科学特別研究事業の成果を踏まえ、栄養ケア活動支援整備事業において、配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう配食事業の BCP 策定を推進するとともに、管理栄養士等の専門職と事業者の連携等を推進した。引き続き 2023 年度以降も、管理栄養士等の専門職と事業者の連携を推

進するとともに、配食サービスの展開による効果的・効率的な健康支援の仕組みづくりを推進する。【◎厚】

(スポーツ・観光)

・2022年度に、「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」において、地域スポーツコミッションの設立及び、その「質の向上」に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、経営安定化へのサポートを実施した。2022年度に、「運動・スポーツ習慣化促進事業」において、運動・スポーツをする際に何らかの制限や配慮が必要な方々を含め、誰もが身近な地域で安全かつ効果的な運動・スポーツの習慣化を図るための取組を支援した。また、2022年度に、「障害者スポーツ推進プロジェクト」において、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を実施した。さらに、2022年度までの間、「Sport in Life 推進プロジェクト」において、スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目指し、民間企業、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアムの運営（2022年度末時点加盟約2,300団体）や、スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業を実施するとともに、好事例の表彰を行った。引き続き2023年度以降も、スポーツツーリズムの推進については、地域スポーツコミッションの設立と新たな事業展開へのチャレンジ等を継続して支援するとともに、基盤となる人材の育成・確保の取組を推進する。引き続き2023年度以降も、運動・スポーツの習慣化については、地方公共団体が医療機関や関係団体と連携して行う、地域におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。引き続き2023年度以降も、障害者スポーツについては、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境の整備等を実施する。また、Sport in Life 推進プロジェクトについては、引き続き2023年度以降も上記の取組を継続するとともに、更なるコンソーシアムの拡大・連携促進を目的とした交流機会の提供や、Sport in Life ムーブメント創出に向けた普及啓発の取組を実施する。【◎文、国】

【◎文、国】

(まちづくり、住宅)

・2022年度までに、「立地適正化計画」は504市町村、「地域公共交通計画」は835件が作成・公表済みであり、地方公共団体の取組への支援を通して、地域の生

活利便性の維持・向上を図り、高齢者等が安心・快適に生活・活躍できる都市環境の形成を促進した。引き続き 2023 年度以降も、支援を通して、予防・健康づくりや高齢者の社会参加に資する都市環境の形成を図っていく。また、2022 年度に既存住宅の省エネ改修に対する支援や、断熱改修等による生活空間の温熱環境の改善が居住者の健康状況に与える効果の検証及び普及啓発の取組に対する支援を実施した。引き続き 2023 年度も、省エネリフォームを推進するとともに、断熱改修等による生活空間の温熱環境の改善が居住者の健康状況に与える効果の検証及び普及啓発の推進を図る。【◎国】

②新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの強化

(官民ファンド等による資金支援)

- ・ 2022 年度までに、中小機構については、健康・医療分野の事業に取り組む中小企業・ベンチャー企業に対する投資事業を行う組合への LP 出資（健康・医療事業分野投資促進出資事業）の取組みを実施し、10 ファンドに対して計 329 億円の出資契約を締結。科学技術振興機構（JST）の出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS）では、JST の研究成果の実用化・社会還元を促進するため、2022 年度は 4 件の出資を行い、健康・医療分野含め、JST の研究成果を活用したベンチャー企業累計 39 社に対し出資を実施。官民イノベーションプログラムについては、国立大学における研究成果の実用化を促進するため、2022 年度までに、国立大学の子会社である 4 社のベンチャーキャピタルが設置する 8 ファンドを通じて、大学発ベンチャーへの投資事業を実施した。引き続き 2023 年度以降も、中小企業、ベンチャー企業の支援を実施する。【REVIC 室、文、厚、◎経】
- ・ 2022 年度に、東証は、新興企業向けの「グロース市場」向けに 2022 年 6 月に改訂された「新規上場ガイドブック」の内容について、バイオ関連の研究を行う大学、引受証券会社、ベンチャーキャピタルなどとも協働しながら、年間 10 件程度の説明会・セミナーなどを開催した。あわせて、バイオベンチャー専門の相談窓口である「ライフサイエンス・バイオビジネス上場相談窓口」において新規上場を希望する企業からの相談・面談を年間 20 社程度実施した。また、スタートアップにおける新規上場手段の多様化を図る観点から、新規上場プロセスの円滑化や政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）に掲げられた事項も含めた上場制度の見直しを実施（2023 年 3 月）した。2023 年度以降、東証は、上記の見直しとあわせて改

訂された「新規上場ガイドブック」の内容について、引受証券会社やベンチャーキャピタルなどとも協働しながら、説明会・セミナーなどでの周知に努める。

【◎金、経】

- ・ヘルスケアベンチャー企業等に対するワンストップ相談窓口である Healthcare Innovation Hub を通じて、2022 年度末時点で累計 488 件のネットワーキングや事業開発等の相談支援を実施するとともに、医療系ベンチャー企業等を支援する医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）を通じて、2022 年度末時点で累計 1,108 件の法規制や事業計画等の相談支援を実施した。2023 年度以降は、Healthcare Innovation Hub と MEDISO の連携を強化することで、ベンチャー等によるイノベーション創出の推進をより一層図る。【厚、◎経】

（産学官連携による戦略的取組）

- ・2022 年度までに、日本で開発した MFER（医用波形記述規約）について、標準 12 誘導心電図規格（22077-2）、長時間心電図規格（22077-3）の制定見通しを得た。2023 年度以降、一連の国際規格化により、MFER の普及促進を図る。【◎経】
- ・2022 年 6 月、11 月に健康・医療データ利活用基盤協議会を開催し、AMED が支援した研究開発から得られたデータの利活用プラットフォームを用いたデータ連携、同意の在り方を整理した。さらに、健康・医療データ利活用プラットフォームの一部の機能について限定したユーザーによる試験的運用を開始した。AMED が支援した研究開発によって得られたデータを産学官の研究開発で活用するため、複数のデータベース等を連携し、ゲノム情報等から抽出されるメタデータを用いた横断検索機能を有するとともに、産業界も含めた研究開発にデータを扱う場を広く提供する AMED のデータ利活用プラットフォームを 2023 年度に整備し、この仕組みを通じてゲノム解析研究等を更に促進する。また、2021 年 7 月、12 月にワクチン開発・生産体制強化関係閣僚会議を開催し、関係府省の連携体制を確立し、「ワクチン開発・生産体制強化戦略（2021 年 6 月 1 日閣議決定）」に基づき、関係省庁が一体となって今後の感染症有事に備えたワクチンを研究・開発するため、AMED に先進的研究開発戦略センター（SCARDA）を 2022 年 3 月に設置し、国内外の情報を収集・分析するとともに、新たな創薬手法による産学官の出口を見据えた研究開発支援や、感染症ワクチンの開発およびワクチン開発に資する新規モダリティの研究開発に取り組む他、世界トップレベルの研究開発拠点の形成や次の感染症有事を見据えたデュアルユースのワクチン製造拠点の整備を推

進した。引き続き 2023 年度以降も、同戦略に基づき、感染症有事に備え、今後脅威となりうる感染症にも対応できるよう、SCARDA を通じて、感染症ワクチンの開発およびワクチン開発に資する新規モダリティの研究開発を継続的に支援する。また、世界トップレベルの研究開発拠点の形成と平時からの先端的アプローチによるワクチンの研究開発を推進するとともに、感染症有事に備えた診断薬・治療薬の研究開発の充実方策について検討する。【◎健医、科技、文、厚、農、経】

- ・薬価制度については、2022 年 4 月に薬価制度改革を実施し、新薬創出等加算制度の対象の拡充等を行うとともに、2023 年度薬価改定では、臨時・特例的な対応として、イノベーションに配慮する観点から、革新的な医薬品について、改定前の薬価と遜色の無い水準とすることとした。保険医療材料制度については、2022 年 4 月に保険医療材料制度改革を実施し、チャレンジ申請の対象品目の拡大等、革新的な医療材料のイノベーションの評価をより一層充実させた。引き続き 2023 年度以降も、革新的医薬品・医療機器等の開発を進めるための、薬価制度における新薬のイノベーションの評価や長期収載品等の評価の在り方等を検討する。【◎厚】

(総合的な健康・医療関連産業の振興)

- ・2022 年 6 月に健康・医療新産業協議会を開催し、「未来の健康づくりに向けた『アクションプラン 2022』」をとりまとめ、それに沿った各種取組を行った。2023 年度以降も、同協議会等の検討結果、アクションプランの実行状況を踏まえ、総合的な健康・医療関連市場を念頭に置いた産業横断的な支援等を行う。

【総、文、厚、農、◎経、国】

(2) 国際展開の推進

○アジア健康構想の促進

- ・2022 年度に、日本の医療機器及び医療・介護サービス等の国際展開を推進するため、アジア健康構想とアフリカ健康構想の紹介資料と紹介動画を作成し、HP での積極的な広報を実施するとともに、日本的介護に関する広報資料を用いて各国へ広報を行い、特にベトナムではベトナム保健省及びベトナム労働・傷病兵・社会問題省に、フィリピンではフィリピン保健省に直接説明を行った他、東南アジア各国の送り出し機関等の関連機関等への周知・説明を行った。また、各省や関係機関より、日本企業等のヘルスケアサービスや製品に対する現地での実証や人

材育成に関する支援を行った。フィリピンと 2023 年 3 月にマニラで二国間協力覚書に基づく第 2 回ヘルスケア合同委員会を開催し、ICT の活用促進、高齢者介護分野の人材育成、UHC の実現等について議論し、今後の両国間の取組の協調を一層進めていくことを確認した。インドとは、2023 年 5 月に東京で二国間協力覚書に基づく第 2 回ヘルスケア合同委員会を開催し、救急医療、非感染性疾患、サプライチェーン、緊急対応医薬品、保健システム、デジタルヘルス、メディカルツーリズムにおける二国間の協力の可能性について議論し、今後の両国間の取組の協調を一層進めていくことを確認した。2020 年 7 月に健康・医療戦略推進本部で決定した「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」に基づき、アジア諸国等との規制調和を推進するため、2022 年度に、PMDA において各国の薬事規制当局担当官に対する研修や、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを構築するため、アジア地域の拠点整備や人材育成等、グローバルな臨床研究・治験実施のための取組を実施した。引き続き 2023 年度以降も、アジア各国・地域の事情も踏まえつつ、アジア健康構想の推進を図る。【◎戦略室、健医、総、法、外、財、文、厚、農、経、国】

○アフリカ健康構想の推進

・2022 年度に、日本の医療機器及び医療・介護サービス等の国際展開を推進するため、アジア健康構想とアフリカ健康構想の紹介資料と紹介動画を作成し、HP での積極的な広報を開始した。2022 年 8 月に第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8）のサイドイベントとしてアフリカ健康構想セミナーを実施し、アフリカ健康構想下の取り組みについて閣僚級セッションで紹介するとともに、6 社からアフリカの保健課題を解決するためのソリューションの紹介を行った。また、2023 年 3 月にもアフリカ健康構想セミナーを実施し、保健医療の基礎となる母子の健康、水、衛生、栄養等に関する課題解決に向けたソリューションについて日本企業から紹介した。さらに、2022 年度に日本企業による国際公共調達への参入を支援するため、厚生労働省において、国際公共調達に関して企業からの相談受付や情報提供を行う事業を開始するとともに、コンゴ民主共和国及びザンビアにおける母子保健の向上、エジプトにおける乳がん診断等、4 か国で日本企業の製品・技術等を基とした人材育成を実施した。加えて、アフリカ健康構想の推進及び人材育成に関連し、ODA による UHC（Universal Health Coverage）の推進については、無償資金協力や JICA の技術協力を通じ、保健・

医療面での体制整備支援を実施した。2023年度以降も、アフリカ各国・地域の事情も踏まえつつ、引き続きアフリカ健康構想の推進を図る。【◎戦略室、**健**、**医**、**総**、**法**、**外**、**財**、**文**、**厚**、**農**、**経**、**国**】

○グローバルヘルス戦略の推進

・2022年5月にグローバルヘルス戦略を策定。本戦略に基づき、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防(Prevention)・備え(Preparedness)・対応(Response)(PPR)の強化と、より強靱(resilient)、より公平(equitable)、より持続可能(sustainable)なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向けた取組を実施した。具体的には、2022年度に、グローバルヘルス・アーキテクチャーへの貢献を通じたPPRの強化、国際機関・官民連携基金への拠出や二国間協力の推進、産学官・市民社会等の多様なステークホルダーとの連携強化等に取り組んだほか、グローバルヘルス分野への民間資金の呼び込みに向けて投資インパクトの可視化に向けた方策を検討するとともに、G7長崎保健大臣会合やG7広島サミットに向けて、我が国がグローバルヘルスでのリーダーシップを発揮するべく、G7での議論を主導するとともに、広報・対外発信等に取り組んだ。また、2022年度にグローバルヘルス戦略推進協議会を開催し、取組のフォローアップを実施した。引き続き2023年度以降も、グローバルヘルス戦略に基づき、パンデミックを含む公衆衛生危機に対するPPRの強化と、より強靱(resilient)、より公平(equitable)、より持続可能(sustainable)なUHCの達成に向けた取組を推進する。【◎戦略室、**外**、**財**、**厚**、**経**、**金融**】

○我が国の医療の国際的対応能力の向上

・2022年度に、医療インバウンドについて、動画・ホームページを作成して、ウェブサイト・SNS等を通じ日本の医療の強み・医療提供体制に関する情報発信を強化し、医療インバウンドの取組に熱心な医療機関に対し、マーケティング強化等に関する伴走支援を実施した。また、2022年度に、外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の推進(2023年3月末現在、71医療機関が認証取得)、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置等支援(2022年度は20か所の病院に配置)、地域の課題の協議等を行う分野横断的な関係者による協議会の設置支援等を実施した。さらに、2022年度に、地域の医療サービスと観光資源との組合せによるインバウンドの推進の可能性について探るため2つの地域を選定し、それぞれの地域において、これまで造成した滞在プランの販売の支援等を実

施した。医療滞在ビザ身元保証機関登録制度の改定を実施するとともに、コーデ
ィネート事業者の自主ガイドラインの作成支援を実施した。引き続き 2023 年度
以降も、日本の医療の強み・医療提供体制に関する情報発信を強化していく。

【◎戦略室、オリパラ（2022.03.31 廃止）、健医、総、法、外、文、厚、経、
国】

○日本型医療・ヘルスケアサービス等の対外発信

・2020 年 12 月に閣議決定した大阪・関西万博の基本方針において、「世界最高水
準の医療の提供に資する医療分野の研究開発を推進するとともに、その成果を積
極的に発信する」としており、健康・医療分野の最先端の技術や研究開発の成果
を、万博でどのように発信するか検討を進めてきたところであり、2022 年 12 月
に国際博覧会推進本部で決定した「2025 年大阪・関西万博アクションプラン
ver.3」において、同アクションプラン ver.3 にて拡充した、再生・細胞医療・
遺伝子治療や先進的な医薬品、医療機器、福祉機器等の「健康・医療（ライフサ
イエンス）」分野について、情報発信をしていくことを決定した。大阪・関西万
博において最先端技術や日本型医療・ヘルスケアサービス等をどのように発信し
ていくのか、引き続き 2023 年度に具体的な検討を進める。【戦略室、万博、健
医、厚、◎経】

2. 健康長寿社会の形成に資するその他の重要な取組

（認知症施策の推進）

・認知症の予防法や早期診断・治療法の確立に向けて、大規模認知症コホートに
おいて 1,658 名について、2 点の時期において採血された血液サンプルで、複数
のバイオマーカーの測定を開始し、2023 年度において解析中である。同時期の
画像データ分析も並行して開始しており、他の追跡データとともに、今後、早期
診断・治療や予防に関する生活因子などの研究を進めていく。また 2023 年度以
降、認知症に関するデータ利活用の枠組みの構築に関し、各種認知症コホートの
情報を臨床研究に活用する。さらに認知症の予防やケア等の社会実装において
は、手法・課題・評価指標に関する検討の調査研究を行っている。認知症との共
生・予防の両テーマにおいて、共生については、2020 年度から 2022 年度まで、
買い物、社会参画、空間デザインなど、認知症の特有の生活課題をテーマとした
サービスについての有効性を検証し、社会参画の機会増加や QOL 向上の可能性が
示唆された。2023 年度は、生活課題のテーマを拡充し、引き続きサービスの有

用性に関する検証を実施する。予防については、2019年度から運動指導や栄養管理等を組み合わせた多因子介入プログラムの有効性の検証を開始し、2023年度に結果をとりまとめる。また、2023年度に新たに、余暇活動や社会活動等を通じた介入の有効性の検証を実施する。今後も、幅広い知見の収集整理を行いながら、適切なヘルスケアサービスの社会実装を図るための官民連携に向けた枠組みの整備を促進する。【科技、総、文、◎厚、農、経】

(予防・健康づくりの推進)

- ・「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」や「健康寿命延伸プラン」等に基づき、これまで、健やかな生活習慣形成や疾病予防・重症化予防等、健康無関心層も含めた予防・健康づくりの取組みを継続するとともに、スマート・ライフ・プロジェクトを通して優良事例の横展開や健康に関する知識の普及を行った。また、これまで、高齢者が居宅で健康に過ごすための情報や感染防止に配慮して通いの場の取組を実施するための留意事項等を紹介する特設 Web サイトの活用等の健康づくりの支援等を実施した。健康日本21（第二次）最終評価の結果等も踏まえ、2022年9月より次期国民健康づくり運動プラン策定に向けた検討を行っており、2023年春頃を目途に公表予定である。【◎厚】

(AMR 対策の推進)

- ・国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議（2015年9月11日閣議口頭了解）において2016年4月5日に決定された「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、必要な対策を推進している。同プランを2023年4月7日に改定し、また、新たに盛り込んだ「新たな抗微生物薬に対する市場インセンティブの仕組みの導入」、「農場ごとの動物用抗菌剤使用量を把握するための体制確立」、「環境中の水、土壌中における薬剤耐性菌の存在状況及び健康影響等に関する情報収集」等の施策を計画的に進める。【◎コロナ室、食品、外、文、厚、農、環】

(新型コロナウイルス感染症対策の推進)

- ・2021年11月に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定し、2023年2月に変更した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、国内外の連携を図りつつ、必要な対策を推進した。また、緊急時の薬事承認の在り方等について、2021年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」

等も踏まえ、2021年11月より厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において感染症等に対する我が国の危機管理強化に向けた緊急時の薬事承認の在り方について議論し、緊急時の薬事承認制度の方向性をとりまとめた。

- ・2023年度は、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を廃止した。今後は国民が自主的に感染対策に取り組むとともに、国はこれまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。また、緊急時の薬事承認の在り方等については、「緊急時の薬事承認制度の在り方等に関するとりまとめ」を踏まえ、緊急承認制度の創設を内容とする医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が2022年5月に成立し、施行され、同年11月には1件の医薬品が緊急承認された。【健医、

◎コロナ室、文、厚】

3. 研究開発及び新産業創出等を支える基盤的施策

(1) データ利活用基盤の構築

(データヘルス改革の推進)

- ・2020年10月からレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）と介護保険総合データベース（介護DB）との連結解析を、2022年4月からDPCDB（包括医療費支払い制度に基づく匿名データベース）の連結解析を開始した。これらのデータベースと他の公的データベース（障害福祉データベース、予防接種データベース、感染症データベース、指定難病患者データベース、小児慢性特定疾病児童等データベース）との連結解析については、連結解析を可能とする法案が第210回臨時国会において成立したところであり、施行に向けて詳細を検討中である。また、2024年度からNDBと死亡情報の連結を開始する予定である。【◎厚】
- ・2021年6月のデータヘルス改革推進本部において、データヘルス改革に関する工程表を決定した。患者の保健医療情報を患者本人の同意を得て患者本人や全国の医療機関等で確認できる取組を進めている。医療機関名、受診歴等の診療情報を閲覧できるようシステム改修を行い、2022年9月から開始した。引き続き、2023年度以降もデータヘルス改革に関する工程表に基づき、着実に取組を実施する。【◎厚】
- ・「クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）構想」の中で、AMEDの臨床研究・治験推進研究事業及び医療機器開発推進研究事業において、レジストリ

を利活用した治験・臨床研究を支援し、2022年度は医薬品に関する研究を13件、医療機器に関する研究を2件支援した。また、2022年度においてもCIN中央支援事業において、全国のレジストリの一覧公開や、レジストリの構築、運営、利活用等に係る相談業務を行った。さらに、CIN推進支援事業では、2022年度においてもレジストリ保有者と企業とのマッチングや、レジストリの改修を支援・補助する取組を実施した。臨床研究中核病院における医療情報の品質管理・標準化等については、診療情報を用いたデータ駆動型臨床研究を実施するため、PMDAの医療情報データベース（MID-NET）の経験を含む研修実施による人材育成等により、品質管理・標準化に向けた体制整備を行った。リアルワールドデータを薬事承認申請のエビデンスとして活用するためのルールの整備については、2021年3月に発出したレジストリデータを医薬品等の承認申請に利活用するためのガイドラインの内容について周知を行った。引き続き2023年度以降もレジストリを利活用した治験・臨床研究を支援し、CIN中央支援事業やCIN推進支援事業を通してレジストリの利活用を推進するとともに、臨床研究中核病院における医療情報の品質管理・標準化等の体制整備を進め、ユースケースの検討と実装に向けた取組を進める。また、レジストリデータを医薬品等の承認申請に利活用するためのガイドラインの内容について周知を行う。【◎厚、経】

・2022年度に、MID-NETと他の医療情報データベースとの連携については、より大規模な医療ビッグデータを活用し、医薬品等の安全対策のさらなる高度化を図るため、協力医療機関のデータ規模拡充に向けた検討に加え、国立病院機構が保有する医療情報データベースとのデータ連携による統合解析を可能とするための課題検討を行い、協力医療機関のデータ規模拡充については、新たな病院を追加できるようデータの品質管理作業を進めた。また、国立病院機構との連携については、一部のデータ（レセプト・DPC）に関し2023年度下半期からデータ連携が開始できるよう信頼性の確認や手順を整理した。引き続き2023年度以降も、協力医療機関のデータ規模拡充に取り組むとともに、国立病院機構とのデータ連携に向けた取組を推進する。【◎厚】

・環境要因と疾病等に関する研究であるエコチル調査について、2022年度の参加者の追跡率は、前年度と同水準の約93%であり、実施計画に基づく化学分析等を実施した。また、2022年度にデータ利用申請登録に関わる規程類を定め、共同研究でのデータ共有の試行運用を開始した。システム構築をはじめとするデータ

共有の仕組みづくりを引き続き進め、2023 年度中にデータ共有の本格運用を開始する¹。【厚、◎環】

(医療情報の利活用の推進)

- ・ 仮名加工医療情報を作成し利用に供する仕組みの創設や、匿名加工医療情報と NDB など他の公的データベースとの連結解析の可能化等を盛り込んだ次世代医療基盤法改正法の施行に向け、2023 年度中に、必要な省令・ガイドラインの整備等を進める。【◎健医、文、厚、経】
- ・ これまで、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」や AMED のゲノム・データ基盤プロジェクトにおける「ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー」に則り、厚生労働省では、研究開発成果により生み出されるデータのシェアリングや利活用を促進している。また、臨床研究中核病院における医療情報の品質管理・標準化等については、6 つのサブワーキンググループを設定し、ユースケースの実装等により、品質管理・標準化に向けた体制整備を行った。さらに、AI を活用した医療機器等の研究開発を促進するため、「臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装事業」(厚生労働科学研究費補助金)において、個人情報保護法の規律を踏まえた医療データの加工手法等のガイドライン案の検討を開始しており、2023 年度末までに作成する予定である。また、総務省では、試験装置を設置する介護施設の利用者及び介護者の同意を得てデータを取得し研究に活用した。引き続き、個人情報等に配慮しつつ、患者等から得られたデータを医療分野の研究に活用する。【総、文、◎厚、経】
- ・ AI を活用した医療機器の市販後の性能変化等に迅速に対応可能な薬事承認制度として導入された変更計画確認制度 (IDATEN) を 2020 年 9 月に施行し、政省令の公布、制度の運用に係る通知・Q&A の発出を行うとともに、医療機器プログラムの実用化促進パッケージ戦略 (DASH for SaMD) を策定し 2020 年 11 月に公表した。国際的なルールづくりに関与するため、WHO、IMDRF の AI 関連 WG での議論に参加し、2022 年度に IMDRF ガイダンスに基づいて医療機器のサイバーセキュリティの基本要件基準を改正し、2023 年 4 月 1 日に施行した (1 年間の経過措置期間有り)。【総、文、◎厚、経】

¹ 第 2 期の「健康・医療戦略」における、「世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発の推進」のうち、「研究開発の環境の整備」の取組にかかる記載。

- ・ 2022 年度に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」について、医療機関等におけるガイドラインの内容の更なる理解の促進を図るため、全体構成の見直しを行うとともに、第 5.2 版策定時において中長期的に検討を継続することとされた論点を中心に、最新の技術的な動向、巧妙化する医療機関へのサイバー攻撃の状況等を踏まえた内容面の必要な見直しを行うため、新たにガイドライン第 6.0 版を策定するための取組を進めた。また、医療機器（SaMD を含む）のサイバーセキュリティに係る国際ガイダンスの国内導入に向けて、業界団体とも協力の上、AMED 研究班で課題の抽出やその対応策等必要な対応を進めた。2023 年度以降は、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」も含め、関係ガイドラインについて普及啓発を行うとともに、製造販売業者における医療機器のサイバーセキュリティに必要な対応について、IMDRF ガイダンスに基づいて改正された医療機器のサイバーセキュリティに関する基本要件基準に基づいて行う。【総、◎厚、経】
- ・ 2020 年度及び 2021 年度の医療分野の ISAC（Information Share and Analysis Center）の設立に向けた取組を踏まえ、2022 年度は、医療情報の有識者を中心に厚生労働省が呼びかけ、ISAC の設立を目指した組織（cissmed：Cyber Intelligence Sharing SIG for Medical）が立ち上がったところ。引き続き、cissmed と連携しつつ、必要な支援を行っていく。また、医療機関と製造販売業者の情報共有の仕組みを検討するにあたり、業界団体とも協力の上、AMED 研究班で課題の抽出やその対応策等必要な対応を進めた。2022 年度に IMDRF ガイダンスに基づいて医療機器のサイバーセキュリティに関する基本要件基準を改正し、2023 年 4 月 1 日に施行され、1 年間の経過措置期間を設けている。引き続き 2023 年度以降、試行結果を踏まえて、他の業態との連携方法の模索も含めた支援のあり方を検討する。【NISC、総、◎厚】

(2) 教育の振興、人材の育成・確保等

① 先端的研究開発の推進のために必要な人材の育成・確保等

○ 若手・女性研究者を含めた人材育成・これまで、AMED の各研究開発課題において、若手研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援や、海外での経験を有する人材の確保に向けて、積極的な取組を推進した。具体的には、Interstellar Initiative において、2022 年度には、生体の複雑な機能解明のための基礎研究をテーマに国際公募を実施し、世界中から優秀な若手独立研究者（PI）を国内 20

名・海外 40 名採択、国際・学際的チーム 20 組を形成し、国内外の著名な研究者をメンターとする国際ワークショップや予備研究を通じて、新規シーズ創出（研究計画立案）を推進した。また、生物科学分野の革新的、学際的な基礎研究を支援する「ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム」において、国際共同研究チームや若手研究者の国際研究に対する助成を引き続き 2023 年度以降も推進する。加えて、「脳とこころの研究推進プログラム（領域横断的かつ萌芽的脳研究プロジェクト）」において、「研究開発代表者の約 3 割以上を若手研究者」とする若手研究者枠を設け、採択を実施した。2022 年度から開始した「次世代がん医療加速化研究事業」では若手研究者を対象とした公募である次世代 PI 育成枠を設け、採択を実施した。同じく、2022 年度から開始した「医療機器等研究成果展開事業」では若手研究者、女性研究者を対象とした公募であるチャレンジタイプを設け、採択を実施した。これらの取組を通して、2023 年度以降も若手や女性を含めて、優れた研究者の育成・確保を推進する。【◎文、厚、経】

○臨床研究・治験の効率的・効果的な推進のための人材育成・確保等

- ・臨床研究・治験を実施する人材育成については、臨床研究中核病院が研修を実施しており、特に医師（研究者）を対象とした研修形態として、2020 年度より OJT を取り入れた。また、それぞれの研修においては、シラバスやカリキュラム等を作成することで標準化を目指し、さらに臨床研究中核病院以外での研究機関における研修実施を支援する取組を行った。引き続き 2023 年度以降も、臨床研究及び治験の効率的効果的な推進のための人材育成に取り組む。【文、◎厚】
- ・これまで、橋渡し研究プログラムシーズ F でアカデミアと企業両方の実用化担当者を指定することを求め、橋渡し研究支援機関のプロジェクトマネージャー等がアカデミア側の実用化担当者として、企業側の実用化担当者と協力して実用化に向けた計画策定の責任を担い、課題の計画策定・特許網構築への支援、事業化計画作成を行う仕組みを構築した。引き続き 2023 年度以降も、当該仕組みを適切に運用し、実用化研究を推進するための人材の確保等を推進する。【◎文、経】

○最先端の医療分野研究開発に必要な専門家の育成・確保等

- ・「保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト」において、医療データ等の利活用を推進する人材を育成するための取組を支援するとともに、バイオインフォマティクス人材等の受け皿拡大のため、「脳と

こころの研究推進プログラム（精神・神経疾患メカニズム解明プロジェクト）」において、チーム型研究体制にデータサイエンティストを組み入れることを2021年度の公募時に設定し、21課題中18課題においてデータサイエンティストと連携し、研究開発を推進した。引き続き2023年度以降も、こうした取組を通じて必要な専門家の育成・確保等およびバイオインフォマティクス人材との連携を推進する。

【◎文、厚】

・レギュラトリーサイエンスの推進のため、医薬品等の品質、有効性、安全性に関する研究支援を行う医薬品等規制調和・評価研究事業において、人材育成の推進を図ることを目的に研究公募の際に目的に適う若手人材の登用を行うとともに、公開シンポジウムを開催するなど、2022年度に新しい技術の適正かつ早期実用化に向けたレギュラトリーサイエンス研究について広く周知・討論を行った。また、生物統計家については、臨床研究・治験推進研究事業において東京大学大学院及び京都大学大学院を育成拠点として講座を開設し、質の高い臨床研究に寄与するための人材育成に取り組んだ。引き続き2023年度以降、レギュラトリーサイエンスの専門家や生物統計家の育成・確保等を推進する。【文、◎厚、経】

・再生医療等については、これまで日本再生医療学会が中心となり単独での臨床研究を実施できない研究機関や医療機関、ベンチャー企業等とアカデミアとのマッチングの実施や技術的支援を実施、各種シンポジウムなどの人材交流や教育研究会等によって人材の育成・確保を推進した。また2022年度に、有効性、安全性、再現性の高い再生医療等製品の効率的な製造に必要な技術基盤の確立のための研究開発を開始し、再生医療等の事業化に必要な製造基盤等を担う人材の育成・確保等の推進、自立した産業化に向けて、科学的・客観的データによって治療効果を確立するための環境整備を検討した。引き続き2023年度以降、アカデミア発のシーズから速やかに実用化につなげる基盤整備や技術開発を推進していく。【文、◎厚、◎経】

②新産業の創出及び国際展開の推進のために必要な人材の育成・確保等

○イノベーション人材の育成・確保等

・これまで、ヘルスケアやライフサイエンスに関わるベンチャー企業等のワンストップ窓口である Healthcare Innovation Hub において、ネットワーキングや事

業開発相談などを通じたノウハウの提供により人材育成に貢献するとともに、JSTの大学発新産業創出プログラム（START）においても、スタートアップ・エコシステム拠点都市に対し、自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育等の総合的な環境整備への支援を行った。また、医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）で実施している支援プログラムにおいて、医療系ベンチャー企業に対し、適切な人材をマッチングさせ、ハンズオンでベンチャー企業の支援を行った。引き続き2023年度以降、Healthcare Innovation HubやMEDISO等の中でも密に情報連携を行うことで、ネットワーキングや事業開発相談などを通じたノウハウの提供を行うとともに、我が国全体のアントレプレナーシップ醸成をより一層促進していく。【文、厚、◎経】

○国際展開のための人材の育成

- ・医療技術等国際展開事業において、日本の専門家の派遣及び外国の専門家の受け入れによる医療人材の育成事業を実施しており、2022年度においては主にアジア、アフリカの計16カ国に対し、39のテーマでオンラインでの指導や会議等を実施した。引き続き2023年度以降、医療人材の育成事業を実施する。また、国際保健政策人材の育成を強化し、国際的組織で働く邦人職員の増加を図るために、2017年9月に国立国際医療研究センター（NCGM）に「グローバルヘルス人材戦略センター」を設置し、邦人職員数は増加傾向（2017年から2021年に77人から97人と26%増加）である。2022年度は、若手の邦人職員の増加に向けた取組を継続しつつ、人材サーチの強化、有力候補者の囲い込み、キャリア開発・採用プロセス支援を通じて幹部・専門家委員会委員の邦人職員の増加にむけた取組の強化に取り組んだ。2023年度も引き続き、個別進路相談、カバーレター・CV添削、筆記試験対策、面談対策等の就職支援や、グローバルヘルスと関係が深い職種・分野・課題をテーマとしたキャリア・ディベロップメント・セミナー等の実施を通じて、グローバルヘルスへの関心を広げる努力や国際保健人材の育成を継続していく。【文、◎厚、経】
- ・国際共同治験に係る人材確保教育については、2022年度において、医療技術実用化総合促進事業において採択された2拠点を中心に、国際共同臨床研究を主導するために必要なノウハウを集積するとともに、CRIGH(Clinical Research Initiative for Global Health)のサブワーキンググループや年次総会等へ参加した。さらに、国際共同臨床研究ネットワーク基盤構築や国際共同臨床研究の実

施を通じ、それらの動向把握及び国内機関への情報共有を行った。引き続き2023年度以降、2拠点を中心に、国際共同研究実施のための国内拠点の基盤強化等に取り組む。【◎厚】

③教育、広報活動の充実等

○国民全体のリテラシーの向上

・臨床研究・治験に関する情報発信及び、患者・国民本位の治験・臨床研究参画スキームの確立については、国立保健医療科学院において、臨床研究情報ポータルサイトを運営し、我が国で実施中の臨床研究及び治験等について情報提供を行った。2023年度以降も臨床研究情報ポータルサイトとjRCT（臨床研究等提出・公開システム Japan Registry of Clinical Trials）の連携等を通じた適切な情報発信を目指す。【◎厚】

○日本医療研究開発大賞

・日本医療研究開発大賞について、「世界に伍するスタートアップ・エコシステムの形成について」（2022年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）を踏まえ、スタートアップ企業を表彰する制度を新設するとともに、募集方法を公募とする改定を実施した。第6回の公募を2022年11月～2023年1月の間で行っており、表彰式は2023年夏頃を予定している。引き続き2023年度以降も、同表彰制度を実施していく。【◎健医、総、文、厚、経】